

南さつま市スポーツ観光推進協議会合宿等誘致促進奨励金制度要領

(目的)

第1条 この要領は、本市内でスポーツ大会や合宿（以下「合宿等」という。）を実施する県内離島、県外及び国外からの団体に対し、予算の範囲内において合宿等誘致促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、合宿等の誘致及び市内ホテル・旅館等の利用促進を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 団体 スポーツ競技団体をいい、当該団体の構成員には、選手（補欠を含む。）、顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。
- (2) 市内の施設 南さつま市の運動施設、南さつま市内の学校の運動施設をいう。
- (3) 市内の宿泊施設 南さつま市内のホテル、旅館等をいう。

(奨励金の交付要件)

第3条 奨励金の交付の対象となる合宿等は、次に掲げる要件のすべてを満たすもののうち、協議会長が適当と認めたものとする。

- (1) 市内の施設を利用して合宿等を行うこと。
- (2) 市内の宿泊施設への宿泊日数が連続3日以上で、かつ、延べ宿泊数が40泊以上のものであること。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（以下これらを総称して「宿泊施設」という。）に宿泊するものであること。ただし、国内の団体にあつては、次に掲げる施設等を除く。
 - ア キャンプ場
 - イ コテージ
 - ウ 教育施設に付随する宿泊施設
 - エ 集会施設
 - オ かせだ交流センターさんぱる、金峰温泉交流の郷いなほ館、笠沙恵比寿（ただし、各施設に支払われる1人当たりの宿泊料金が1泊2食付で6,000円以上のものについては、奨励金の交付の対象とする。）
 - カ その他奨励金の趣旨に合致しないと認められるもの
- (4) 営利を目的とするものでないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号の宿泊する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、奨励金の限度額は20万円とする。ただし、国外の団体のうち、第3条第3号アからオまでに掲げる施設に宿泊する場合の限度額は10万円とする。

- (1) 高校生以下 延べ宿泊数に700円を乗じて得た額
- (2) 一般(大学生を含む。) 延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額

(奨励金の額の確定)

第5条 合宿等を開始する前に奨励金交付申請書を提出し、市内の宿泊施設が発行する宿泊者数証明書により奨励金の額を確定し、団体に交付する。ただし、かせだ交流センターさんぱる、金峰温泉交流の郷いなほ館、笠沙恵比寿に宿泊したものについては、宿泊者数証明書に料金の明細が記載された領収書の写しを添付すること。

附 則

この要領は、平成22年5月13日から施行する。

この要領は、平成22年7月28日から施行する。